

山口県報

平成17年
9月30日
(金曜日)

目次

告示	九
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正 (環境政策課)	一
騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正 (環境政策課)	一
振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正 (環境政策課)	一
振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正 (環境政策課)	二
悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課)	二
自然公園法第七条第四項の規定による公園事業の決定(自然保護課)	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	三
解除予定保安林(秋穂町)(森林整備課)	四
保安林予定森林(長門市)(森林整備課)	四
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示の一部改正(監理課)	五
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	五
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	五
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	八
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	八
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	八
道路の位置の指定(二件)(建築指導課)	九

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	九
国営豊北地区(江尻下換地区)農地再編整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)	九
小郡都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	〇
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	〇
教委告示	〇
教科用図書採択地区の設定に関する告示の一部改正	〇
選管告示	〇
政治団体の名称等	〇
政治団体の異動事項	一
解散等に係る政治団体の名称等	一
資金管理団体の名称等	二
雑報	二
争議行為の通知	二



山口県告示第五百十九号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第二百六十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

「熊毛郡田布施町」を「並びに熊毛郡田布施町」に改め、「並びに吉敷郡小郡町及び阿知須町」を削る。

山口市に係る別図を次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県山口環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

山口県告示第五百二十号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十五年山口県告示第三百九号の四)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

表指定地域の欄中、「熊毛郡田布施町」を、「並びに熊毛郡田布施町」に改め、「並びに吉敷郡小郡町及び阿知須町」を削る。

山口市に係る別図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県山口環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第五百二十一号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

「熊毛郡田布施町」を、「並びに熊毛郡田布施町」に改め、「並びに吉敷郡小郡町及び阿知須町」を削る。

山口市に係る別図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県山口環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第五百二十二号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

表指定地域の欄中、「熊毛郡田布施町」を、「並びに熊毛郡田布施町」に改め、「並びに吉敷郡小郡町及び阿知須町」を削る。

山口市に係る別図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県山口環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第五百二十三号

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示(平成八年山口県告示第二百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

「熊毛郡田布施町」を、「並びに熊毛郡田布施町」に改め、「並びに吉敷郡小郡町及び阿知須町」を削る。

山口市に係る別図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県山口環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第五百二十四号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第七条第四項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県長門農林事務所及び長門市役所油谷総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸国定公園	大浜海岸野営場事業	長門市油谷向津具上(大浜海岸)	炊事棟 三三平方メートル 公衆便所・シャワー棟 一〇九平方メートル

山口県告示第五百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年九月三十日

医療機関名	所在地	山口県知事	二井 関成	廃止年月日
医療法人信和会高嶺病院	宇部市大字川上一〇四四	平成一七、	七、	三、
宮里内科	周南市大内町九番一六号	"	"	"
藤中医院	玖珂郡周東町大字相生四五七八	"	"	"
岡村医院	吉敷郡小郡町大字下郷二一九三の二	"	"	三、
うちのうみ歯科	山口市中央一丁目六番一六号	"	"	八、一〇
室積薬局	光市室積大町二二番一六号	"	"	七、三一

山口県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月三十日

医療機関名	所在地	山口県知事	二井 関成	指定年月日
医療法人信和会高嶺病院	宇部市大字善和一八七の二	平成一七、	八、	一
宮里内科	周南市大内町八番三〇号	"	"	"
岡村医院	吉敷郡小郡町大字下郷三〇四六の三	"	"	四、
黒石デンタルクリニク	宇部市大字妻崎開作四九九の一	"	"	九、
友愛歯科医院	光市室積四丁目一番一号	"	"	"
いそへ歯科医院	柳井市南町七丁目一四番七号	"	"	四、
ちの薬局	下関市武久町一丁目一三番八号	"	"	九、
室積薬局	光市室積大町二二番一六号	"	"	八、

山口県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

の届出があった。

平成十七年九月三十日

居宅介護事業者名	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名	居宅介護事業所所在地	事業の種類	山口県知事	二井 関成	廃止年月日
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番一号	株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二号	訪問介護	平成一七、	三、	三一
医療法人社団松涛会	下関市横野町三丁目一六番三五号	斎藤内科クリニク	下関市彦島江の浦町九丁目二番一四号	通所リハビリテーション	"	"	五、
山口県	山口市滝町一番一号	特別養護老人ホーム山口県はぎ園	萩市大井一七二三の六	短期入所生活介護	"	"	三、

居宅介護支援事業者名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所所在地	廃止年月日
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番一号	株式会社河村福祉サービス生活支援センター	宇部市中央町二丁目一番二七号	平成一七、 三、三一

山口県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月三十日

居宅介護事業者名	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名	居宅介護事業所所在地	事業の種類	山口県知事	二井 関成	指定年月日
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番一号	株式会社河村福祉サービス	宇部市大字西岐波四四〇一の四	訪問介護	平成一七、	四、	一

株式会社ダス キンセラ	光市光井二丁目一四番一七	訪問介護ステーション周南	下松市琴平町一丁目二番一	八
有限会社ドリームライフ	周南市秋月二丁目三番三六	訪問介護ステーションドリームライフ	周南市秋月二丁目三番三六	八
医療法人健仁会	山陽小野田市日の出三丁目七番二	デイサービスセンター滝部温泉	下関市豊北町大字滝部二丁目一	七
有限会社ス Tepp	玖珂郡周東町大字西長野九六九の三	デイサービスすてつづぶ宅老	玖珂郡周東町大字西長野九六九の三	七
医療法人社団松涛会	下関市横野町三丁目一六番三五号	医療法人社団松涛会彦島内科	下関市彦島江の浦町九丁目四番五号	六
社会福祉法人山口県社会福祉事業団	山口市大手町九番六号	特別養護老人ホーム・オアシスはぎ園	萩市大井一七二三の六	四

山口県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社河村福祉サービス 宇部市相生町四番二号	株式会社河村福祉サービス 宇部市大字西岐波四〇一の四	平成一七、四、一
医療法人社団村重医療院 山陽小野田市須恵一丁目二番一〇号	あおぞら・有帆居宅介護支援事業所 山陽小野田市大字五三三の五	六、一

山口県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
吉敷郡秋穂町西字東立岩一五七・一五八・字河原縁三三五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林部森林整備課及び秋穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
長門市渋木字正ヶ谷三六一の三五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市渋木字正ヶ谷三六一の三五（次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百三十二号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

三の(三)の2中「平成十六年七月一日」を「平成十六年五月一日」に、「平成十八年一月十六日から同月三十一日」を「平成十七年十月一日から平成十八年十二月二十八日」に改め、三の(三)の3を削り、三の(四)の7を次のように改める。

- 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに終了した営業年度のうち直近のもの終了の日以降に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し

山口県告示第五百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年九月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 一九一号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
---	---	-----	-----------------	--------------	----

下関市豊北町大字神田上字和久一八の四の三地从先から同市豊北町大字神田上字支度二四八の四地先まで

新	旧
最狭 二一五・二〇	最狭 一八八・八八
最広 二八・二〇	最広 一四九・〇
道路改良工事の完了による。	

山口県告示第五百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年九月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一九一号	下関市豊北町大字神田上字和久一八四の三地从先から同市豊北町大字神田上字支度二四八の四地先まで	平成十七年十月一日

山口県告示第五百三十五号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第五百十六号の二)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

一の表中

壇之浦風致地区	下関市	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた地域
紅柴山	"	都市計画法第二章の規定により定められた地域(赤間神宮前側の家屋連たん部分の地域(次の図のとおり)を除く。)
小門	"	都市計画法第二章の規定により定められた地域(小門海峡兩岸の家屋連たん部分の地域(次の図のとおり)を除く。)

重要有形民俗文化財 蓋井島(山ノ神)の森	赤崎神社楽棧敷	長門市東深川字土井ノ内二六八八番地	赤崎神社の境内地
	文化財保護法第七十八条第一項の規定により指定された地域		
二の三の表中			
種別	名称	所在地	地域
国宝	瑠璃光寺五重塔	山口市大字上宇野令	瑠璃光寺の境内地
を削り、二の二の表を次のように改める。			
め、			
旧下関英国領事館本館附属屋			
下関市唐戸町三番地の一			
文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された建造物の敷地			
に改			
重要文化財	洞春寺観音堂	山口市大字上宇野令	洞春寺の境内地
を			
重要文化財	住吉神社拜殿	下関市一宮町	住吉神社の境内地
を			
二の一の表中			
地区	部	宇部市大字上宇	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた地域
琴崎八幡宮風致	部	宇部市大字上宇	都市計画法第二章の規定により定められた地域
武久海岸	部	宇部市大字上宇	都市計画法第二章の規定により定められた地域
日和山	部	宇部市大字上宇	都市計画法第二章の規定により定められた地域
綾羅木海岸	部	宇部市大字上宇	都市計画法第二章の規定により定められた地域
長府外浦海岸	部	宇部市大字上宇	都市計画法第二章の規定により定められた地域
に改め			
を			

天然記念物	千珠樹林	下関市大字豊浦村字千珠一三三五番地	赤崎神社の境内地
を削			
及び			
史跡	陶陶窯跡	山口市大字陶字向田九六七番地	文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された地域
史跡	高杉晋作墓	吉田	文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された地域
史跡	中山忠光墓	ケ野 綾羅木本町勝	文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された地域
史跡	長門鑄銭所跡	下関市長府町	文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された地域
に改			
め、二の四の表中			
重要有形民俗文化財			
赤崎神社楽棧敷			
長門市東深川字土井ノ内二六八八番地			
赤崎神社の境内地			
に改			
め、			
土井ヶ浜遺跡			
下関市豊北町大字神田上八九一番地			
に改			
綾羅木郷遺跡			
下関市綾羅木			
に改			
梶栗浜遺跡			
下関市大字富任字久保			
に改			
仁馬山古墳			
下関市大字延行字神間ケ原 大字有富字上幡ケ原 字八			
に改			
石柱溪			
下関市豊田町大字今出字地吉			
に改			

〃	〃	〃
明神池	六連島の雲母玄武岩	満珠樹林
萩市大字椿東字越ヶ	辻	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

〃を削る。

天然記念物	明神池	萩市大字椿東字越ヶ	〃
法輪寺本堂	下関市菊川町大字七見字堂の前四五番地	法輪寺の境内地	〃

〃及び

〃	〃	〃	〃
旧滝部小学校本館	〃	〃	〃
旧殿居郵便局舎	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

〃を削る。

山口県指定天然記念物	長門一の宮住吉神社社叢	下関市大字楠乃字上宮尻	〃
山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃
山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃

〃を削る。

山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃
山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃

〃を削る。

山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃
山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃

〃を削る。

山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃
山口県指定天然記念物	熊野神社のツル	宇部市大字山中字上	〃

〃を削る。

五の表中「下関市大字椋野字南ヶ迫三六〇の二地先」を「下関市と美祢市との境界線」に改め、

〃を削る。

〃を削る。

〃を削る。

〃を削る。

〃を削る。

〃を削る。

〃を削る。

〃を削る。

〃を削る。

2 長門市一般国道三一六号との分岐点から同市県道下関
長門線の終点までの間

福浦港金比 羅線	下関市県道南風泊港線との交差点から同市県道福浦港金比 羅線の終点までの間	を削
-------------	---	----

六の2の表区間の欄中「玖珂郡和木町から下関市」を「玖珂郡和木町から山陽小野田
市」に、「萩市から下関市」を「萩市から長門市」に改める。
八の表中

西日本旅客鉄道 株式会社 下関駅前広場	下関市竹崎町	下関駅東口の駅前広場
宇部駅前広場	宇部市大字際波字新堀	駅前広場

西日本旅客鉄道 株式会社 宇部駅前広場	宇部市大字際波字新堀	駅前広場
---------------------------	------------	------

新下関駅前広場	下関市秋根南町一丁目	駅前広場
新岩国駅前広場	岩国市大字御庄	駅前広場

新岩国駅前広場	岩国市大字御庄	駅前広場
---------	---------	------

山口県告示第五百三十六号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を
受けなければならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第五百十六号
の四）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

一の1の表区間の欄2中「、県道下関美祿線にあつては、下関市県道下関美祿線の起
点から同市一般国道四九一号との交差点まで及び同市一般国道四九一号との分岐点から
同市一般国道二号との交差点までの区間、県道下関長門線にあつては、同市県道下関長

門線の起点から同市一般国道四九一号との交差点までの区間」を削る。

山口県告示第五百三十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十六年山口県告示第九十九号）
の一部を次のように改正する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

本村町六丁目地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号
と八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 本 村 町 六 丁 目	八四五の四	一号
"	"	五三三の二	二号
"	"	八五三の五	三号
"	"	八五〇の一	四号
"	"	八五五の一	五号
"	"	八二二の一	六号
"	"	六三六九の五地先	七号
"	"	八四五の七	八号

山口県告示第五百三十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十
四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧
に供する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

平成十七年九月三十日

土地の所在地

山口県知事 二井 関成

地積
(平方メートル)

下関市豊北町大字神田上字戒沖一五〇八	田	一、七四二
〃	〃	一、二二三
〃	〃	九五一
〃	〃	九四九
〃	〃	七八五
〃	〃	六〇三
〃	〃	六九九
〃	〃	一、五一九
〃	〃	六三九
〃	〃	三五八

(五二二) 小郡都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

小郡町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小郡都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
小郡都市計画下水道小郡町公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五二二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
防府市大字植松字砂田、字中河内西、字上下河内及び字西堂ノ本
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下関市綾羅木新町三丁目七番一号
株式会社安成工務店



山口県教育委員会告示第七号

教科用図書採択地区の設定に関する告示(昭和三十九年山口県教育委員会告示第九号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県教育委員会

「佐波郡、吉敷郡」を削る。



山口県選挙管理委員会告示第四百十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年九月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出日)
山口県保守連合会	山口 卓男	山口 康弘	玖珂郡周東町大字下久原2393の15		平成17、8、5

自由民主党山口県衆議院選挙区第二支部	福田 良彦	小林 英三	岩国市大字通津2624	"	"	23
加藤たかし政策研究会	加藤 隆	加藤 寿彦	下関市上田中町2丁目22番8号	"	"	16
北角よしゆき後援会	田村 茂照	北角 祐香	山口市中央5丁目8番12号	"	"	10
北角よしゆき政策研究会	北角 嘉幸	"	"	"	"	"
高松ひでき後援会	矢田 晃浩	石部 安敏	山陽小野田市新生2丁目11番44号	"	"	11
藤尾憲美後援会	有田 晴夫	藤尾 久幸	下関市豊北町大字神田上7298	"	"	12
松本哲男後援会	松本 哲男	松本寿美代	柳井市大量1182の3	"	"	30
みやもと昭義後援会	田中 矩博	川瀬 数雄	玖珂郡美和町大字西畑131の1	"	"	26
山代幸男後援会	小林 辰男	山代美代子	山陽小野田市大字有帆1356の2	"	"	2
若崎啓一後援会	若崎 敬子	中野 拓彦	吉敷郡阿知須町531の2	"	"	26

山口県選挙権委員会告示第百四十三号

知事選挙改正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による開票が
あつた政治団体の運動事項は、次のとおりである。

平成十七年九月三十日

山口県選挙権委員会 粟田 勉 印

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出日 (年月日)
		新	旧	
自由民主党田万川支部	会計責任者	橋本 徹也	水津 一之	平成17、 8、1
自由民主党錦支部	代表者	畑原 基成	寺本 隆宏	" " 4
民主党山口県第一区総支部	"	北角 嘉幸	西嶋 裕作	" " 17

	会計責任者	北角 祐香	藤村 和男	
民主党山口県第四区総支部	代表者	加藤 隆	加藤 寿彦	"
	会計責任者	加藤 寿彦	古川 泰範	" 18
上田泰生後援会	事務所	山陽小野田市 大字東高治 1385	小野田市大字 栗高治1385	" 2
近藤康夫と未来を拓く会	代表者	福井 武	石川 方規	" 31
つかもと誠治後援会	事務所	柳井市古開作 434の1	柳井市大字古 開作619の2	" 1
	会計責任者	津野健一郎	竹川 純子	"
津野啓子後援会	事務所	山陽小野田市 大字部521の 3	厚狭郡山陽町 大字部521の 3	" 29
福田総後援会	代表者	土田 義明	藤尾 温	" 22
山口県柔道整復師連盟	"	久保英治郎	山田 光生	"
	会計責任者	横井美由紀	安達 勇人	" "

山口県選挙権委員会告示第百四十四号

知事選挙改正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による開票が
あつた運動等に関する政治団体の名称は、次のとおりである。

平成十七年九月三十日

山口県選挙権委員会 粟田 勉 印

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
中野修後援会	河内 卯一	中野 勝人	下関市豊北町大字神田上49	平成17、 7、30
松本哲男後援会	松本 哲男	松本寿美代	柳井市大量1182の3	平成15、 12、31

山口県選挙管理委員会告示第百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年九月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備出月日
		名 称	主たる事務所の所在地		
加藤 隆	衆議院議員	加藤たかし政策研究会	下関市上田中町2丁目22番8号	加藤 隆	平成17、8、16
北角 嘉幸	衆議院議員	北角よしゆき政策研究会	山口市中央5丁目8番12号	北角 嘉幸	" " 10



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 労働条件の改善の要求に関する件
- (二) 増員の要求に関する件
- (三) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成十七年十月五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十七年九月三十日印刷
平成十七年九月三十日発行

発行所 山口県庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）